

令和5年11月14日
地域行政部
住民記録・戸籍課

除票交付請求却下処分取消等請求事件等に係る和解勧告について

1 趣旨

住民票の除票の写しの郵送請求における「除票交付請求却下処分取消等請求事件」（東京地方裁判所令和5年（行ウ）第405号）及び「訴えの追加的併合請求事件（国家賠償請求事件）」（東京地方裁判所令和5年（行ウ）第411号）について、裁判所より和解条項案の提示があった。

本事件の経緯は次のとおりである。自宅隣地の購入を希望する原告から、令和5年3月27日付の隣地所有者の住民票の除票の写しの交付請求が郵送され、世田谷区は令和5年3月29日に受領したが、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の写しが必要であることを証する資料がないことから、資料が不十分であると判断し、申請書類一式を返戻した。原告はそのことを不服として、住民票の除票の写しの交付請求を却下した処分（以下「除票の却下処分」という。）を取り消すことを求めて本事件を提起したものである。

原告が令和5年3月31日付けで提起した「除票交付請求却下処分に対する審査請求」（令5審第1号）において、裁決は請求棄却とされたものの、除票の却下処分は、「原告は住民基本台帳法第15条の4第3項第3号の「正当な理由がある者」であり、世田谷区が住民票の除票の写しを原告に交付することは可能であったというべきである」とされていることから、今回の除票の却下処分については適法な行為ではなかったと判断し、裁判所からの和解条項案の提示を受け、和解に向けて協議を行っていく。

2 事件の概要

(1) 訴訟当事者

原告

被告 世田谷区

(2) 訴えの内容

- ①除票の却下処分を取り消す。
- ②除票の却下処分が違法な処分であることを確認する（予備的請求）。
- ③区とのやり取りの中で精神的苦痛を受けたことなどから、30,084円の損害賠償金を求める。

3 これまでの経緯

令和5年3月29日	原告からの住民票の除票の写しの請求の受領、及び審査・返戻
令和5年3月31日	原告は審査請求を提起した。
令和5年4月12日	原告は審査請求理由の補充書を提出した。
令和5年7月5日	原告は世田谷区行政不服審査会への諮問を希望しない旨の申出書を提出した。
令和5年9月25日	世田谷区は、審理員意見書に基づき、「審査請求を棄却する。」との裁決を行った。
令和5年10月2日	原告は除票の却下処分を取り消すことを求めて東京地方裁判所に訴訟を提起した。
令和5年10月5日	原告は「請求の趣旨の拡張申立書」を東京地方裁判所に提出した。
令和5年11月2日	東京地方裁判所より和解条項案が提示された。

4 和解条項案

- (1) 被告は、世田谷区長が原告から令和5年3月27日付けでされた住民票の除票の写しの交付請求を拒否したことは違法な対応であったことを認め、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がなくても、除票の記載事項を利用する正当な理由があれば、第三者は除票の写しの交付を受けることができることを踏まえ、ここに、住民票等の交付事務について、今後、一層の適正さを期するよう努めることを表明する。
- (2) 原告は、被告による上記(1)の表明を受け、本訴(令和5年(行ウ)第405号、同第411号)を提起した所期の目標を達したものとして、本訴全部を取り下げる。
- (3) 原告及び被告は、本件に関し、両者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

5 区の訴訟費用について

当該和解条項案で和解が成立した場合、実質的な区の訴訟費用は発生しない。

6 今後のスケジュール(予定)

令和5年12月	和解に応ずる専決処分 区民生活常任委員会(専決処分の報告)
令和6年2月	区民生活常任委員会(予定案件の説明) 第1回区議会定例会本会議(専決処分の報告)